

○厚生省関係研究交流促進法施行規則等の一部を改正する省令の施行及び薬務局関係通知に規定される行政文書の様式のA判化の実施について

(平成六年三月二九日)

(薬発第三一六号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

厚生省関係研究交流促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成六年厚生省令第六号)が、別添のとおり平成六年二月二八日付けで公布され、平成六年四月一日から施行されることとなった。

この改正は、行政文書のA判化を推進する観点から、厚生省関係の省令に規定される申請、届出等の様式について用紙の大きさをB五判としているものをA四判に改めるものであり、薬務局関係では、薬剤師法施行規則、採血及び供血あっせん業取締法施行規則、毒物及び劇物取締法施行規則、麻薬及び向精神薬取締法施行規則、覚せい剤取締法施行規則及びあへん法施行規則が、それぞれ改正の対象となっている。

貴職におかれては、左記改正要旨(記の1)について御了知のうえ、貴管下関係業者に対する周知徹底方御配慮願いたい。

また、これと同時に平成六年四月一日から、現在薬務局長通知において規定されている様式についても、左記のとおり、特別の事情のあるものを除き、用紙の大きさをB五判(又はB四判)からA四判に改めることとした。

貴職におかれては、左記事項(記の2)を御了知のうえ、貴管下関係業者に対する周知徹底方御配慮願いたい。

#### 記

#### 1 厚生省関係研究交流促進法施行規則等の一部を改正する省令について

##### (1) 薬剤師法施行規則の一部改正

薬剤師免許申請書等同規則に規定される行政文書の様式の大きさをB五判からA四判に改めること。

##### (2) 採血及び供血あっせん業取締法施行規則の一部改正

採血業許可申請書等同規則に規定される行政文書の様式の大きさをB五判からA四判に改めること。

##### (3) 毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正

毒物劇物製造業(輸入業)登録申請書等同規則に規定される行政文書の様式の大きさをB五判からA四判に改めること。

##### (4) 覚せい剤取締法施行規則の一部改正

覚せい剤製造業者指定申請書等同規則に規定される行政文書の様式の大きさをB五判からA四判に改めること。

##### (5) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正

麻薬輸入業(麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究)者免許申請書等同規則に規定される行政文書の様式の大きさをB五判からA四判に改めること。

##### (6) あへん法施行規則の一部改正

けしがら輸入(輸出)許可申請書等同規則に規定される行政文書の様式の大きさをB五判からA四判に改めること。

#### 2 薬務局関係通知に規定される行政文書の様式のA判化の実施について

以下の様式については、その用紙の大きさをB五判(またはB四判)からA四判に改める。また、通知中「折上り」の指定がある様式については、「折上り」を削除する。

##### (1) 各種申請書、証明願、又はそれらの添付資料

- ・昭和三十一年六月一二日薬発第二二七号 別記様式
- ・昭和三十四年三月二四日薬発第一二六号 別記様式
- ・昭和三十六年二月八日薬発第四五号 別紙様式第1及び別紙様式第2
- ・昭和四三年一月一七日薬発第二二二号 別記様式第1及び別記様式第2
- ・昭和五三年九月三〇日薬審第一、一二三号 別紙
- ・昭和五五年五月三〇日薬審第七一八号 別紙様式
- ・昭和五六年二月一七日薬発第一五七号 様式(1)及び様式(2)
- ・昭和五八年三月三一日薬発第二四四号 別記、別紙様式第1及び別紙様式第2
- ・昭和六〇年一月七日薬発第四号 別紙様式1
- ・昭和六一年一月二一日薬発第一、〇五一号 別紙様式2
- ・昭和六二年一月二〇日薬発第九五一号 別紙様式1
- ・平成元年二月二七日薬審一第五号 別紙様式
- ・平成二年一月一五日薬発第一、〇六六号 様式1及び様式2
- ・平成三年一月八日薬発第一八号 第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式
- ・平成三年四月三〇日薬麻第三五五号 別記様式5及び別記様式8
- ・平成三年五月二日薬新薬第二三号 別記1及び別記3

- ・平成四年三月三十一日薬新薬第二一号 新医薬品承認申請書添付資料「資料概要」
- ・平成五年一月一四日薬監第四号 様式1

等

(2) 各種許可書、許可証又は証明書等

- ・昭和五七年九月一日薬企第三九号 別添
- ・昭和五九年四月二日薬安第二五号 別添1及び別添2
- ・昭和六一年三月二八日薬審二第一一九号 別紙様式(1)から(16)
- ・平成二年一〇月一五日薬発第一、〇六六号 様式3、様式4及び様式5
- ・平成五年一月一四日薬監第四号 様式2及び様式3

等

(3) 各種届出書

- ・昭和二八年六月一九日薬麻第五三四号 別記様式
- ・昭和四六年六月二九日薬発第五八八号 別紙様式
- ・昭和五二年四月二六日薬麻第三四一号 別紙様式(6)、別紙様式(8)から別紙様式(17)
- ・昭和五五年一〇月九日薬発第一、三三〇号 様式第1及び様式第2
- ・昭和五六年二月一七日薬発第一五七号 様式(4)及び様式(5)
- ・昭和五八年八月一日薬発第五九六号 別紙様式第5から第9
- ・昭和六〇年一〇月一日薬安第二〇〇号 別記
- ・昭和六一年七月二一日薬審二第六〇一号 様式
- ・昭和六一年一二月一一日薬発第一、〇五一号 別紙様式3—2
- ・平成三年一月七日薬麻第三号 別記様式1及び別記様式3
- ・平成三年一月七日薬麻第五号 別記様式1
- ・平成三年二月一五日薬麻第一三三号 別紙様式1及び別紙様式2

等

(4) 各種報告書等

- ・昭和五四年一二月二八日薬麻第九〇三号 麻薬取扱者数報告書
- ・昭和五四年一二月二八日薬麻第九〇四号 麻薬取扱者数報告書
- ・昭和五五年四月一〇日薬発第四八三号 別紙様式第1
- ・昭和五六年二月一七日薬発第一五七号 様式(3)
- ・昭和五六年四月七日薬安第五六号 別紙様式
- ・昭和五八年五月二五日薬発第四〇六号 別紙様式A1からA10、別紙様式B1からB5
- ・昭和五八年八月一日薬発第五九六号 別紙様式第1
- ・昭和六一年八月一一日薬安第一七二号 別紙2
- ・昭和六一年一二月一一日薬発第一、〇五一号 別紙様式1及び別紙様式3—1
- ・昭和六三年五月三〇日薬安第五二号 別紙(1)
- ・平成三年一月七日薬麻第三号 別記様式2
- ・平成三年一月七日薬麻第四号 別記様式2
- ・平成三年一月八日薬発第一八号 第5号様式
- ・平成三年四月三〇日薬麻第三五五号 別記様式2、別記様式4、別記様式7及び別記様式

10

- ・平成四年二月二六日薬発第一四三号 別紙様式第2の1、第3の1及び第4の1
- ・平成四年二月二六日薬安第二四号 別紙様式1及び別紙様式2

等

(5) 経過措置

平成六年四月一日において現にあるこの通知による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができるものとする。

別添 略